

## 高松市・牟礼町合併協議会規約に関する協議書

高松市及び牟礼町（以下「1市1町」という。）は、高松市・牟礼町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する1市1町の長が協議して定めるべき事項その他必要な事項について、次のとおり協議して定めたので、この書面を取り交わす。

### 協議して定めるべき事項

- 1 規約第8条第2項（委員）
- 2 規約第13条（経費）
- 3 規約第15条（財務に関する事項）
- 4 規約第16条第2項（報酬及び費用弁償）

### 協議して定めた事項

#### 1 委員

規約第8条第2項に規定する委員については、置かないものとする。

#### 2 経費

規約第13条に規定する協議会に要する経費については、次のとおりとする。

(1) 1市1町が負担すべき金額のうち、合併協議会の広報紙の発行及び配布に要する経費に係る負担については、それぞれの市町に係る額を負担する。

(2) 1市1町が負担すべき金額のうち、前号の負担分以外のものについては、1市1町が均等して負担する。

#### 3 財務に関する事項

規約第15条に規定する協議会の財務に関し必要な事項については、高松市・牟礼町合併協議会財務規程（別紙1）のとおりとする。

#### 4 報酬及び費用弁償

規約第16条第2項に規定する報酬及び費用弁償の額等については、高松市・牟礼町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（別紙

2) のとおりとする。

5 内容の変更

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

6 定めのない事項

この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、1市1町の長が協議して定めるものとする。

7 協議の発効

この協議は、平成17年7月1日から発効する。

8 協議の失効

この協議は、協議会が解散したときにその効力を失うものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、1市1町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年7月1日

高松市  
高松市長

増田 昌三 

牟礼町  
牟礼町長

高木 英一 